

2023. 4. 20

障害や発達に課題のある子どもと家族の支援に関する家庭・教育・福祉の連携について

我が国のこれまでの家庭・福祉・教育とこれからを考える

加藤 正仁

社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 園長

一般社団法人 全国児童発達支援協議会 (CDS-JAPAN) 会長

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会 理事長

全国児童発達支援協議会(CDSJapan)

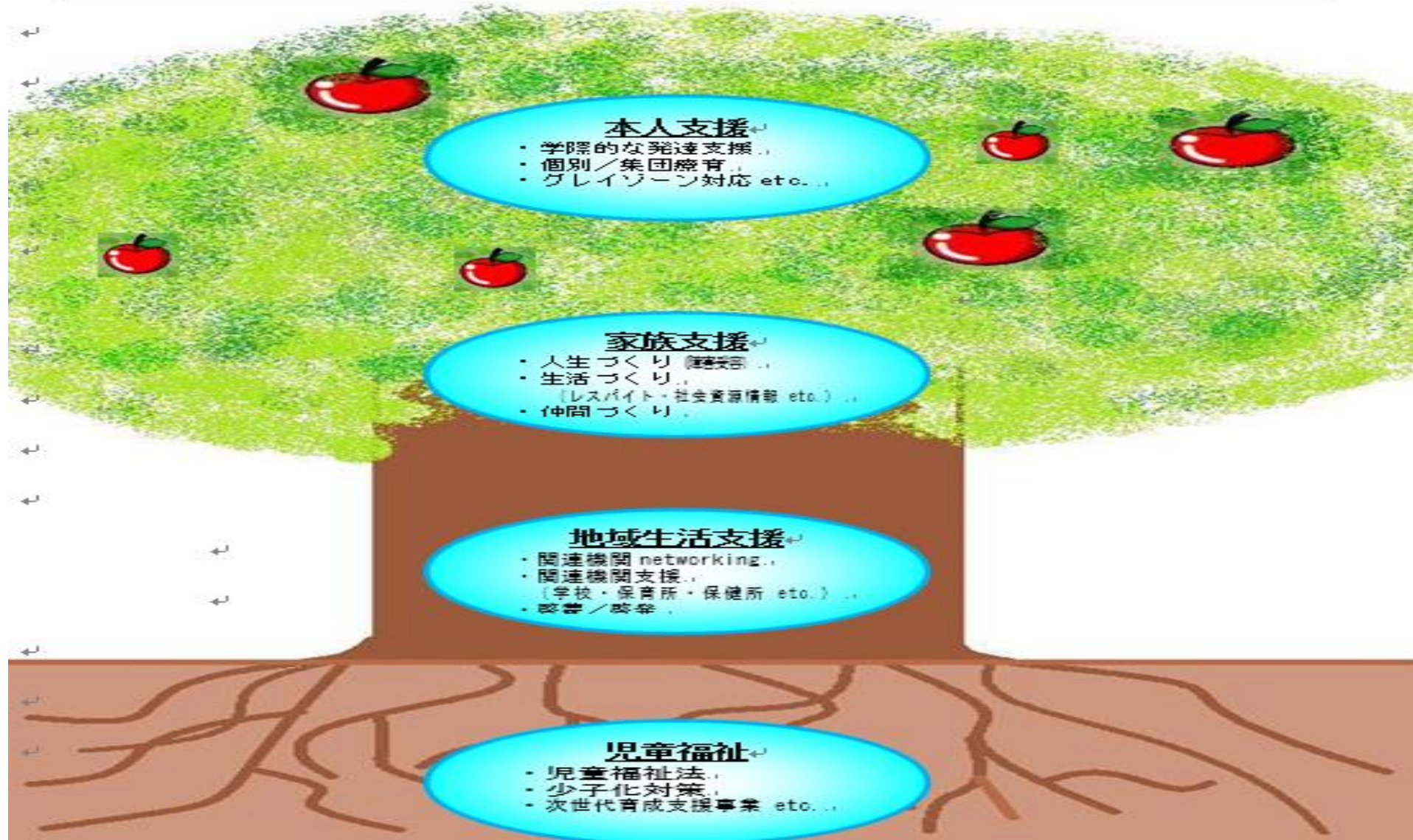
(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援)・2019

障害児は「小さな障害者disabled child」ではなく「障害のある子どもchild with disability」である

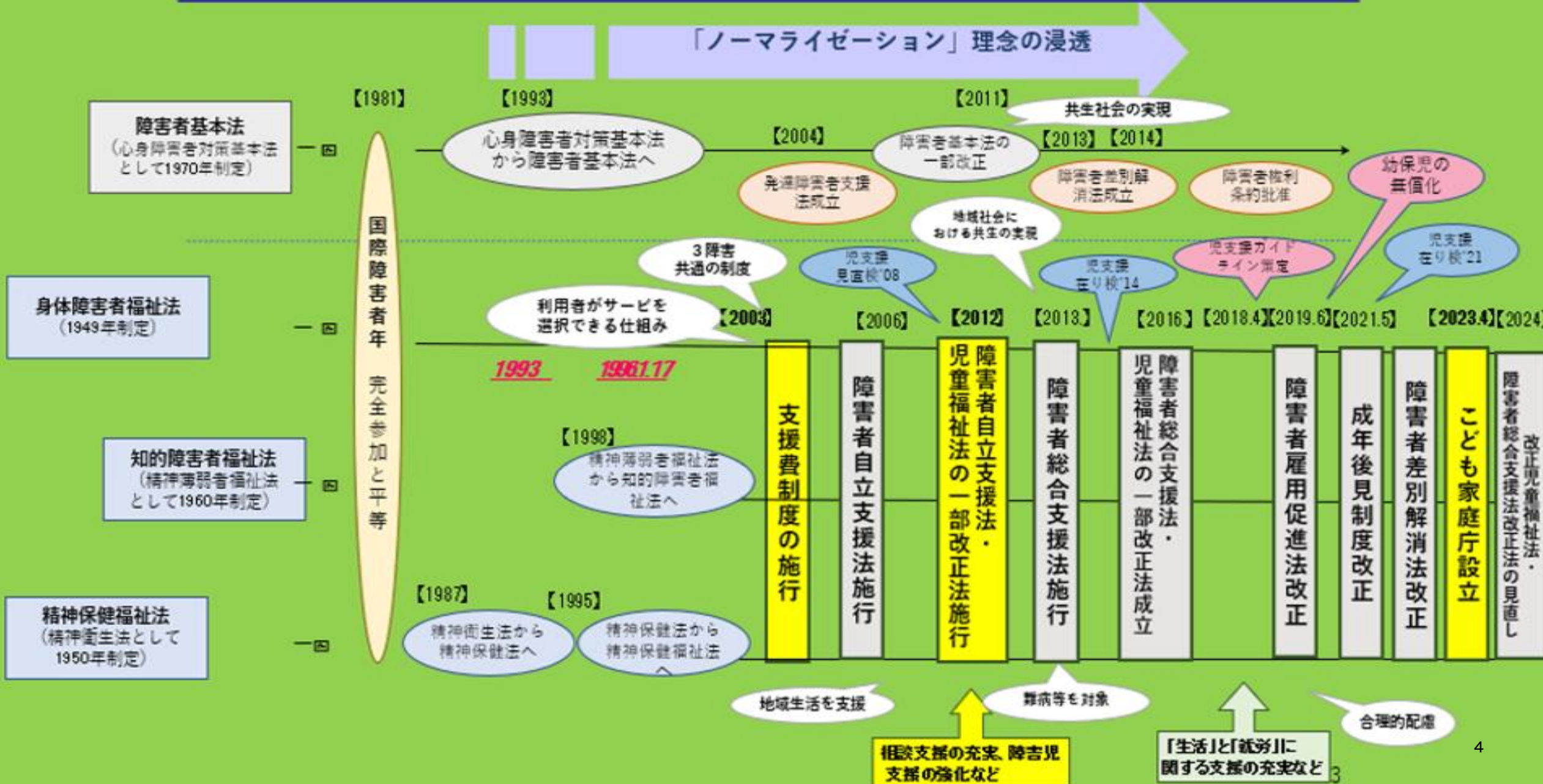
<p>理念</p>	<p>ノーマライゼーション:(住み慣れた地域で育つ権利の保障) ハビリテーション:(主体性をもって健やかに育つ権利の保障) インクルージョン:(すべての子どもが享受するサービスを受ける権利の保障)</p>		
<p>3つの支援</p>	<p>発達／本人支援</p>	<p>家族支援</p>	<p>地域生活支援</p>
<p>3つの支援の課題と目標</p>	<p>【課題】 地域での育ちの支援(社会モデル)と発達支援の達成(医学モデル)の統合 【目標】 ・発達／本人支援:障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成していくための支援 ・家族支援:障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援 ・地域生活支援:地域での健やかな育ち・学びと成人期の豊かな生活を保障する地域の啓蒙と変革</p>		
<p>関連条約 & 関連法</p>	<p>・児童福祉法(1947年 2012年・2016年改正) ・発達障害者支援法(2006年 2016年改正) ・学校教育法(1947年 2006年改正 71条・75条 特別支援教育) ・障害者虐待防止法(2011年) ・障害者基本法(1970年 2011年改正 17条 療育) ・障害者差別解消法(2013年 「児童」の規定がない) ・児童の権利に関する条約(1994年批准 23条 障害児) ・子ども・子育て支援法(2012年) ・児童虐待防止法(2000年) ・障害者の権利に関する条約(2014年批准 7条 障害のある児童) ・障害者総合支援法改正(2005年 2012年改正) ・育成基本法(2018年)</p>		
<p>具体的方策</p>	<p>【高い専門性をもった発達支援の提供】 ・障害種別の一元化を担える質の担保 ・家族支援機能の向上 (在宅訪問、養護施設等への訪問) ・各種専門職によるチームアプローチ ・職員配置基準の明確化と統一</p>	<p>【地域生活支援】(地域の変革、支援の一貫性、協働体制) ・巡回・訪問型支援の発展 ・障害児入所施設との連携 ・移行支援計画作成の義務化 ・自立支援協議会(子ども部会)の活性化と参加 ・要保護児童対策協議会との連携、参加 ・子ども・子育て会議との連携と参加 ・子育て世代包括支援センターとの連携・協働 ・新しい社会的養護ビジョンへの連携・協働</p>	<p>【障害児ケアマネジメント】 ・障害児ケアマネジメントの普遍化 ・相談支援事業の中立公平性の担保と質の向上 ・地域における個別支援会議・関係者会議の活性化</p>

障害種別の一元化・一貫性と継続性・完全無償化
 今後の課題

育ちの気になる子の発達支援における基本的課題とそれらの関係樹図

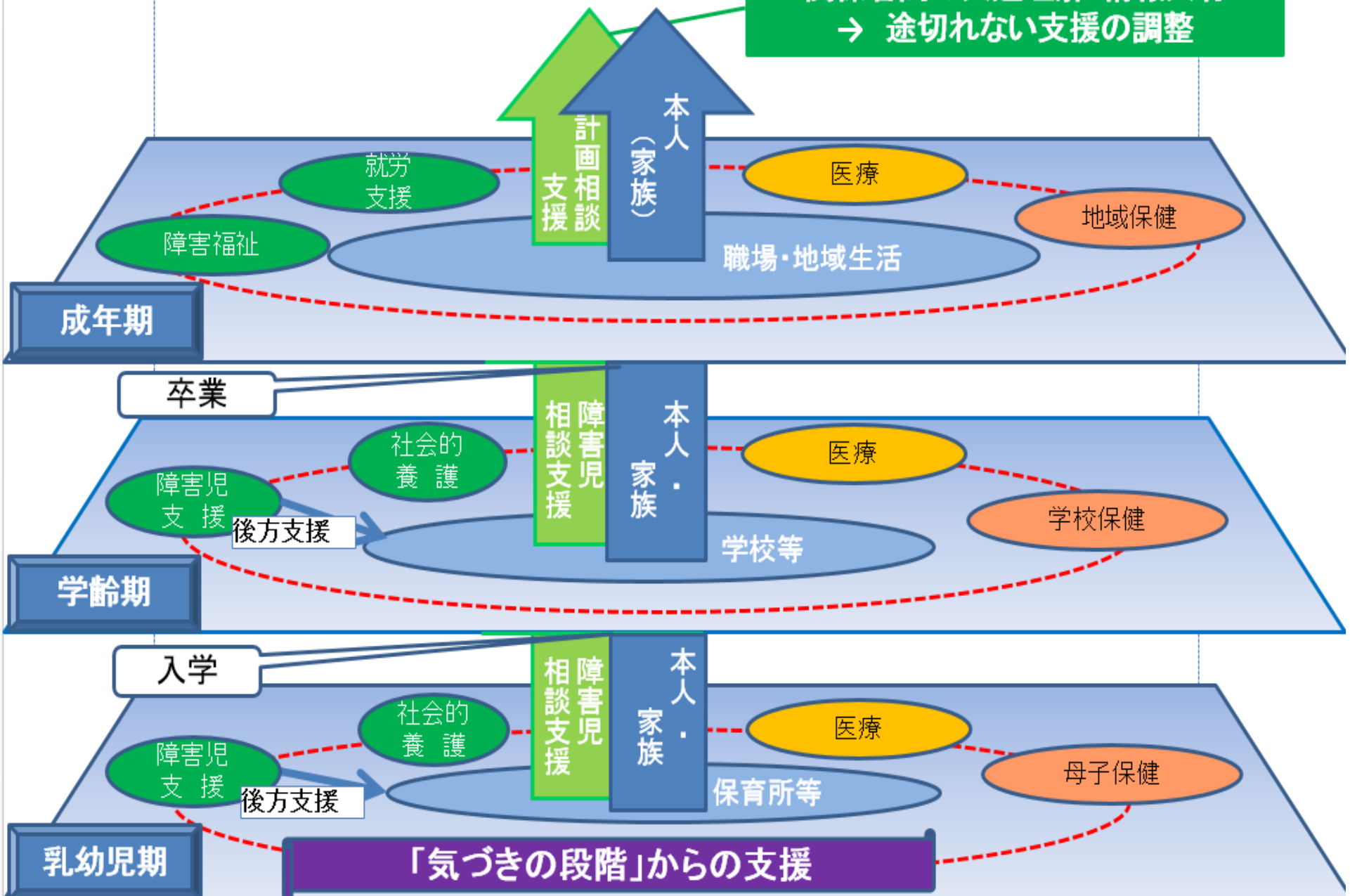


障害保健福祉施策の歴史



地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



「発達障害」の子8.8%

は支援受けず

教員回答

全国の公立小中学校の通常学級に通う児童生徒の8.8%が「発達障害」の可能性があることが13日、文部科学省の調査でわかった。35人学級である1つのクラスあたり1人程度いることになる。このうち半数は、授業中に十分な指導を受けられていないという。調査は、専任教員がある教員による個々の児童生徒の特性に合わせた支援態勢の強化が必要だと指摘する。

発達障害
生まれつきの脳の働き方に起因するといわれ、読み、書き、計算など特定の学習に困難が認められる「学習障害(LD)」、落ち着きがない、注意が持続しにくいといった「注意欠如・多動症(ADHD)」、コミュニケーションで言葉や表情などを用いてやり取

調査は10年ほど行われて、今回は今年11月に実施。全国の公立小中学校の児童生徒から約8万8千人を抽出し、学習指導員(主担任)と、保健欠如・多動症(ADHD)の児童生徒の割合は約1割に達する。



2022年(令和4年)12月13日(火曜日)

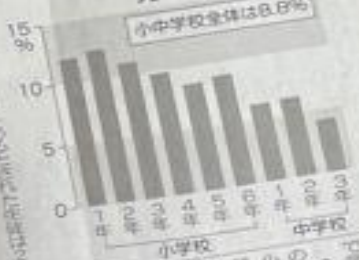
文科省調査 35人学級で3人の割合

「授業で支援なし」4割

公立小中学校の通常学級で発達障害と推定される児童生徒の割合

発達障害の可能性のある児童生徒

児童生徒	割合
小学生	10.4%
中学生	5.6%
高校生	2.2%



発達障害小中学生8.8%か

2022年(令和4年)12月13日(火曜日)

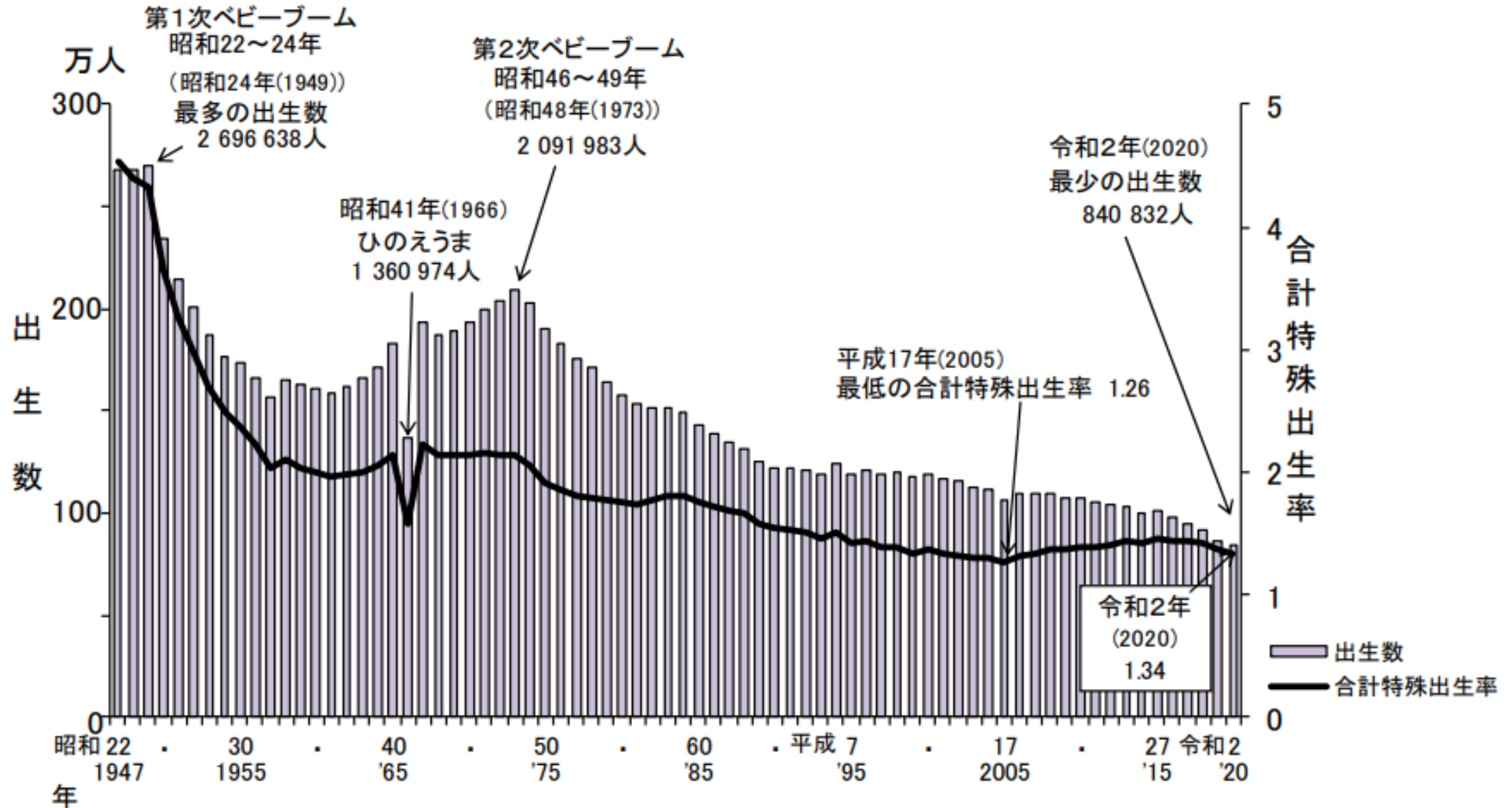
文科省調査 35人学級で3人の割合

「授業で支援なし」4割

公立小中学校の通常学級で発達障害と推定される児童生徒の割合

調査は10年ほど行われて、今回は今年11月に実施。全国の公立小中学校の児童生徒から約8万8千人を抽出し、学習指導員(主担任)と、保健欠如・多動症(ADHD)の児童生徒の割合は約1割に達する。

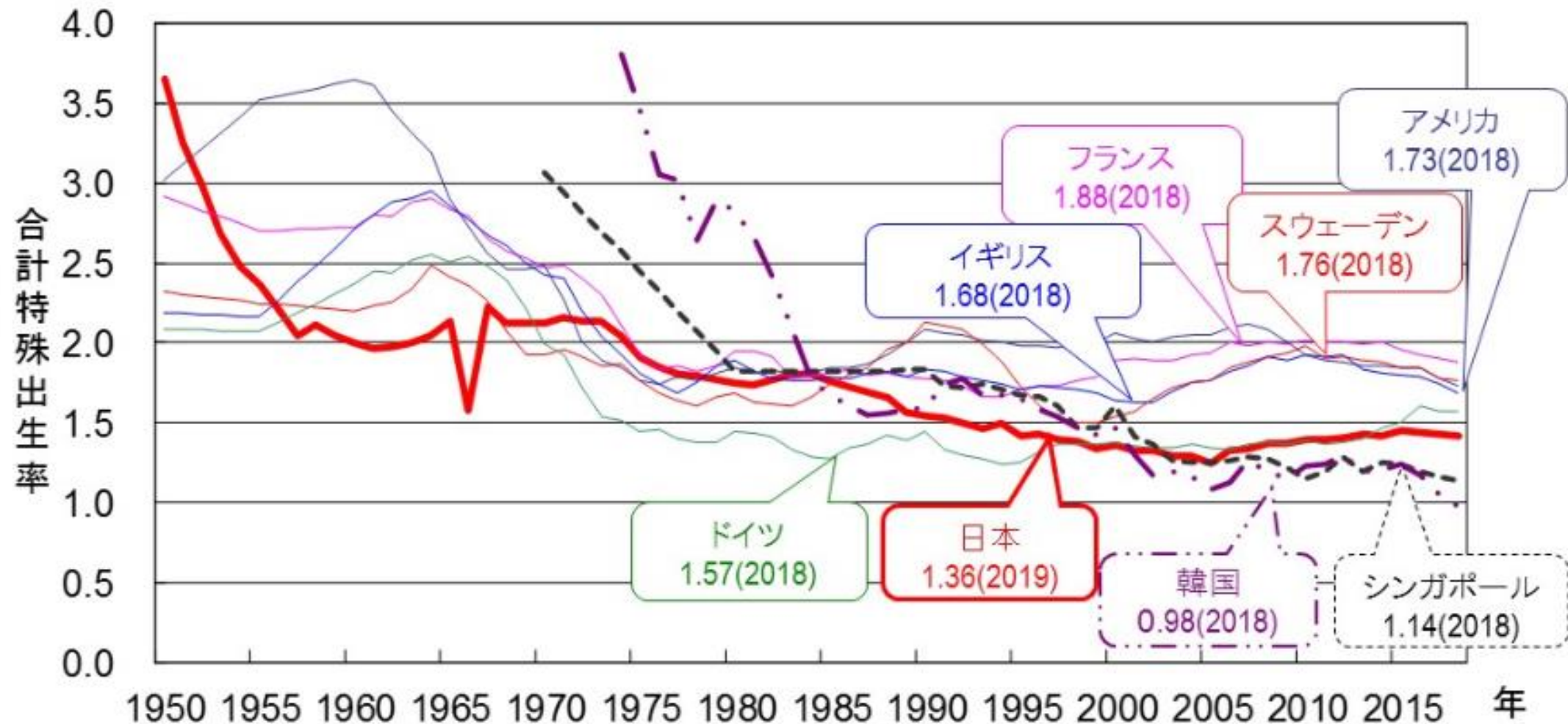
図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



諸外国の合計特殊出生率の推移



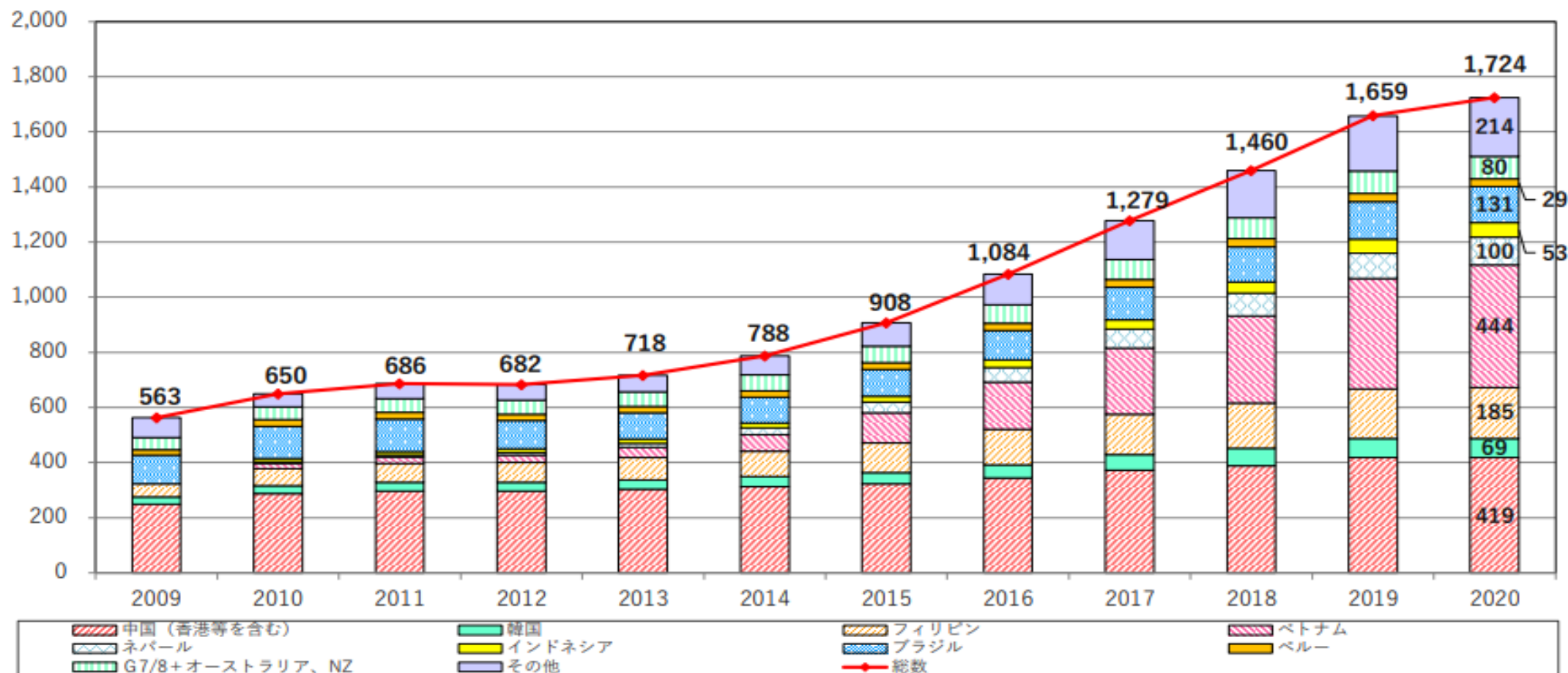
○我が国の出生率を諸外国と比較すると、ドイツや南欧・東欧諸国、アジアNIESとともに、国際的にみて最低の水準。
○また、2006年以降の出生率は、横ばいもしくは微増傾向だが、2019年も1.36と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。



国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、**ベトナムが最も多く443,998人で、外国人労働者全体の25.7%を占めている。**次いで中国が419,431人(同 24.3%)、フィリピンが184,750人(同 10.7%)の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムが前年比で10.6%(42,672人)増と増加率が高い。次いでネパールが同 8.6%(7,858人)増、インドネシアが同 4.0%(2,058人) 増となっている。

(単位：千人)



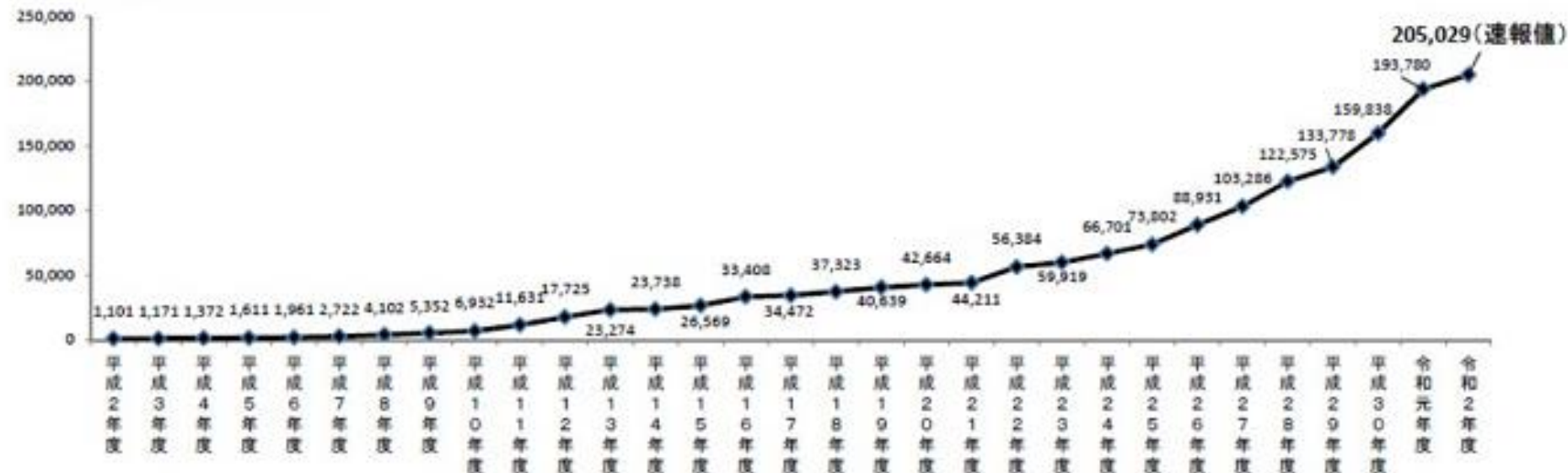
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））
- ※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。
- ※ 令和2年度の件数は、速報値のため今後変更が有りうる。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (速報値)
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,325件（+12,207件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,619件（+7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面談DV）について、警察からの通告が増加。

「3つの孤立と10の無い」は今どうなっているの？

1:時代からの孤立

- ①子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する）
- ②インクルージョン
- ③主体性・自主性
- ④我が国の児童福祉の世界（こども家庭庁・各種検討会や協議会・自立支援協議会 etc.）

2:地域からの孤立

- ①地域からカプセル状態での学校生活と「放課後等デイサービス」事業
- ②関係機関との連携

3:専門性からの孤立

- ①東京都から始まった外部人材導入事業の変質と失速
- ②単一職種・蛸壺集団の限界と傲慢さ（team approach）
- ③assessmentの貧弱さ